

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十五号

広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第七節 削除

第八節 自動車税(第百十三条―第百二十二条)

を 「第七節 自動車取
第七節の二 軽油
第八節 自動車税

得税(第九十四条―第百三条)

引取税(第百四条―第百十二条の十四)

に、 「第一節 自動車取得税(第百四十三条
第二節 軽油引取税(第百四十四条―

(第百十三条―第百二十二条)

の二―第百四十三条の十一) を「第一節及び第二節 削除」に改める。
第百六十三条)

「ゴルフ場利用税

第四条第一号中「ゴルフ場利用税」を 自動車取得税 に改め、同条第二号中

「自動車取得税

を削る。

軽油引取税

第六条第一項中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同項第十三号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 自動車取得税の賦課徴収に関すること。

第六条第四項中「第七百条の十五第二項」を「第百四十四条の二十一第二項」に、「第七百条の二十二第四項」を「第百四十四条の三十一第四項」に、「第七百条の十五第一項」を「第百四十四条の二十一第一項」に改め、同条第五項中「第七百条の十五第一項ただし書」を「第百四十四条の二十一第一項ただし書」に改める。

第十条第一項中「県たばこ税」の下に「、自動車取得税」を加え、「、鉦区税及び自動車取得税」を「及び鉦区税」に改める。

第二十四条第一項中「第百四十五条」を「第百五条」に改める。

第二十八条第一項第三号中「第百五十五条の三第一項」を「第百十二条の七第一項」に改める。

第四十六条の二第三項中「第五十三条第三十二項から第四十三項」を「第五十三条第三十一項から第三十九項まで及び第四十五項から第四十七項」に改める。

第六十四条の三第七項第一号中「、協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協

同組合連合会」に改める。

第七十条第二項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第九十四条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(令第四十二条に規定する自動車の付加物を含む。)をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他令第四十二条の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第九十五条 前条第一項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第四十二条の二に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)、又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税標準)

第九十六条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、地方税法施行規則第八条の十四に規定するところにより算定した金額(以下この条において「通常の取引価額」という。)を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得

二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で令第四十二条の五第一項に定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で、当該自動車に係る通常の取引価額と異なる取得価額によるもの

三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第一千二条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第九十七条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第九十八条 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第九十九条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第一百条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、地方税法施行規則第八条の十五で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該自動車検査証又は軽自動車届出済証の記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(

その日前にこれらの記入を受けたときは、これらの記入の時)

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、前項又は法第二百二十三条の規定によつて自動車取得税額を納付する場合（法第三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に収納計器により当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。）に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない。この場合において、知事が特に必要があると認めるときは、当該自動車取得税額に相当する現金を納付して当該申告書又は修正申告書に納税済印の押印を受けることによつて、収納印の表示に代えることができる。

3 前項の規定による自動車取得税の納付に係る収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

（自動車取得税の報告）

第一百一条 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第一百五十二条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第一項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、地方税法施行規則第八条の十五で定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予の手続等）

第一百二条 法第二百二十五条第二項の規定によつて、同条第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

2 法第二百二十五条第六項の規定による自動車取得税に係る徴収金の還付を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請手続）

第一百三条 法第二百二十六条第一項の規定による還付又は納付義務の免除を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第一百四条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取

りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この条において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第百四十四条の三十二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この項において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第百四十四条の三十二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この項において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第百四十四条の三十二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその

特別徴収の義務が消滅した時に県内に所在する事務所又は事業所で直接管理する軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第百十二条の二第二号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で令第四十三条の二に定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみなす課税）

第百五条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者（当該輸入が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受ける者）をいう。以下この項において同じ。）を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
三 第百七条に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 第百七条に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる）と認められる炭化水素油で令第四十三条の三に規定するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三条の四第一項（令附則第十条の二の二第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

（軽油引取税の課税免除）

第百六条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十一条第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第七十七条 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の令第四十三条の六に規定する石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、第一百十二条の四第四項の規定による免税証の交付があつた場合、第一百十二条の十三第三項の規定による承認書の交付があつた場合又は法第四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(軽油引取税の税率)

第八十条 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第九十条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第九十条第三項から第六項まで又は第五十条の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 法第四十四条の二十二第四項又は法第四十四条の二十五第五項の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第十十条 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

3 第一項の規定による特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地における引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

(軽油引取税の申告納入)

第十一十条 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から同月末日までの期間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに第六十条又は第七十条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第四十四条の十四第二項の納入申告書を、知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

3 第一項の場合において、第六十条又は第七十条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、第十二条の四第四項の規定により交付した免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して知事の承認を受けなければならない。

4 次条第二項又は第四項の規定によつて登録を受けた登録特別徴収義務者は、第一項

の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第百十二条 第百十条第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者は、事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合には事業を開始する日前五日までに、事務所又は事業所の事業を開始した後元売業者又は特約業者に指定された場合には当該指定された日後三日以内に、規則で定める様式による申請書を知事に提出して、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

2 知事は、前項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知し、県内に所在する事務所又は事業所ごとに、法第百四十四条の十六第一項に規定する証券を交付するものとする。

3 県内に事務所又は事業所を有しない第百十条第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者は、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた日の属する月の翌月末日までに、規則で定める様式による申請書を知事に提出して、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

4 知事は、前項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。

5 第二項又は前項の規定によつて登録を受けた登録特別徴収義務者は、第一項又は第三項の規定によつて登録をした事項に変更を生じた場合においては、変更に係る事項について、その変更を生じた日から五日以内に、規則で定める様式による登録変更申請書により申請しなければならない。

6 知事は、第二項又は第四項の規定によつて登録を受けた登録特別徴収義務者が元売業者及び特約業者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

7 知事は、第二項の規定によつて登録を受けた登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたときは、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

8 知事は、第四項の規定によつて登録を受けた登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたときは、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

9 知事は、県内において一年以上第四項の規定によつて登録を受けた登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われないときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

10 知事は、第六項から前項までの規定によつて登録特別徴収義務者の登録を消除し

たときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第一百十二条の二 第九条第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次の各号に定めるところにより当該各号に掲げる事項を記載した法第四百十四条の十八第二項の申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

一 第四百条第三項から第五項まで又は第五百条第一項第一号、第二号若しくは第五号に掲げるものにあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの期間における当該販売、消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項

二 第四百条第六項に掲げるものにあつては、特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項

三 第五百条第一項第三号又は第四号に掲げるものにあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項

四 第五百条第一項第六号に掲げるものにあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項
(軽油引取税に係る免税の手続)

第一百十二条の三 第七條に規定する用途に供するため、同條の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下この節において「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同條に規定する者(以下この節において「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に法第四百十四条の二十一第二項の申請書を提出して免税軽油使用者証の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七條に規定する用途に該当しないときその他令第四百十四条の十五第十五項(令附則第十条の二の二第七項において準用する場合を含む。)に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3 免税軽油使用者が法第四百十四条の二十一第一項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとする者であるときは、免税軽油使用者証の交付を申請する際、令第四百十四条の十五第十三項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者である国の行政機関の長が免税軽油使用者証の交付を申請する場合にあつては、この限りでない。

4 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に異動があつた場合においては、遅滞なく知事に申請して当該免税

軽油使用者証の書換えを受けなければならない。免税軽油の引取りを必要としなくなつた場合においては、遅滞なく当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

- 5 免税軽油使用者証の有効期間は、交付した日から三年とする。
- 第百十二条の四 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第百四十四条の二十一第一項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないものとする。
- 3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した令第四十三条の十五第九項（令附則第十条の二の二第七項において準用する場合を含む。）の明細書を添付しなければならない。
- 4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないときその他令第四十三条の十五第十六項（令附則第十条の二の二第七項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。
- 5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。
- 7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に入れた期間とする。
- 8 前条第三項後段の規定は、免税証について準用する。
（令第四十三条の十五第十三項の届出）

第百十二条の五 県内に免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が所在する場合において、当該免税軽油使用者が法第百四十四条の二十一第一項ただし書及び令第四十三条の十五第十三項の規定により他の都道府県知事に免税証の交付を申請するときは、同項の規定による届出書を知事に提出しなければならない。

（免税軽油使用者証の交付手数料）

第百十二条の六 第百十二条の三第一項の規定による免税軽油使用者証の交付又は再交付を受ける者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付すべき手数料の額は、交付又は再交付一件につき六百円とする。

3 第一項の手数料は、広島県収入証紙をもつて納付しなければならない。

4 既納の手数料は、返還しない。

(手数料の減免等)

第百十二条の七 前条第一項の規定にかかわらず、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、地方公共団体、非課税地方独立行政法人、公立大学法人及びこれらに属する機関の請求に係る免税軽油使用者証については、手数料の納付を要しない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条第一項の手数料を減免することができる。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第百十二条の八 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第百十二条の三第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、それぞれの者。以下この条において同じ。)は、毎月末日までに(次項から第四項までの規定により異なる提出期限が定められている場合には、これらの期限までに)、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)その他の地方税法施行規則第八条の二十九第一項に規定する事項を記載した報告書(以下この条において「報告書」という。)を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有着していない場合は、この限りでない。

2 免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して受ける免税証の交付が次の各号のいずれかに該当する場合の当該免税証の交付申請を行つた日の属する月の初日から次回の免税証の交付申請を行つた日の属する月の前月の末日までの報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、次回の免税証の交付申請を行つた日とする。ただし、次回の免税証の交付申請を行つた日の属する月の前月の末日から次回の免税証の交付申請を行つた日までの期間が一月に満たない場合の次回の免税証の交付申請を行つた日の属する月の前月の初日から末日までの報告書の提出期限は、次々回の免税証の交付申請を行つた日とする。

一 当該免税証の交付数量を当該免税証の有効期間の月数(暦に従い計算し、一月に

満たない端数を生じたときは、これを一月とする。次項において同じ。）で除した数量が二千リットル以下となる交付数量の免税証が交付されたとき。

二 当該免税証が国又は地方公共団体に交付されたとき。

3 免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して受ける免税証の交付が前項第一号に該当する場合で次回交付の免税証の交付数量を当該免税証の有効期間の月数で除した数量が二千リットルを超えるときは、前項ただし書中「次々の免税証の交付申請を行った日」とあるのは、「次回の免税証の交付申請を行った日の翌月の末日」と読み替えて前項ただし書の規定を適用する。

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して受ける免税証の交付が第二項各号のいずれかに該当する場合で当該免税証の有効期限から二月を経過した日までに次回の免税証の交付申請を行わなかつたときの報告書の提出期限は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該免税証の交付申請を行った日の属する月の初日から当該免税証の有効期限から二月を経過した日の属する月の末日までのものにあつては当該免税証の有効期限から三月を経過した日の属する月の末日とし、当該免税証の有効期限から三月を経過した日の属する月以後の月の初日から末日までのものにあつては当該各月の翌月の末日とする。

（軽油引取税の徴収猶予の申請）

第一百十二条の九 法第四百四十四条の二十九第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを提出するとともに、知事が令第四十三条の十六第一項に規定する要件に該当して担保を徴する必要がないと認める場合を除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、令第四十三条の十六第二項に規定するところにより提供しなければならない。

（軽油引取税の徴収不能額等の充当）

第一百十二条の十 法第四百四十四条の三十第一項の規定により軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

（軽油を返還した場合の措置）

第一百十二条の十一 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に規則で定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四百四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める様式による還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第百十二条の十二 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の知事の承認)

第百十二条の十三 免税軽油使用者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、規則で定める様式による承認申請書に次の各号に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 免税軽油使用者が第百十二条の四の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量

二 前号に掲げる軽油数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量

三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由

四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量

五 第三号に掲げる軽油の引渡しを行つた軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称

六 第三号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかった理由

七 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合は、規則で定める様式による承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(法第百四十四条の二十二第四項又は法第百四十四条の二十五第五項の規定による軽油引取税の普通徴収の手続)

第百十二条の十四 第百九条第二項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、次の各号に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付する。

一 法第百四十四条の二十二第一項の者又は同条第二項の法人若しくは人

二 法第百四十四条の二十五第二項の者又は同条第三項の法人若しくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

第百十三条中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削る。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第四百四十三條の二から第六十三條まで 削除

附則第六條の二の二中「平成十九年度及び平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「四千元」を「三千三百円」に改める。

附則第六條の四第一項第三号中「、第四十一條の三の二」を削る。

附則第九條第三項第三号中「第三十八條の二第一項前段」を「第三十八條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九條第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改め、同條第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第十條第二項第三号中「第三十八條の二第一項前段」を「第三十八條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第十條の二第二項及び第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十一條第三項第三号中「第三十八條の二第一項前段」を「第三十八條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一條第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第十一條の二第四項第三号中「第三十八條の二第二項前段」を「第三十八條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一條の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第十一條の二の七第二項第三号中「第三十八條の二第一項前段」を「第三十八條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一條の二の七第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第十一條の二の九第二項第二号中「第三十八條の二第一項前段」を「第三十八條の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一條の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同條第五項第二号中「第三十八條の二第一項前段」を「第三十八條の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一條の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

附則第十二條の三及び附則第十三條の二中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十九條を附則第二十條とし、附則第十六條から附則第十八條までを削り、附則第十五條を附則第十九條とし、附則第十四條第二項中「附則第十四條第一項」を「附則第十八條第一項」に改め、同條第三項中「（昭和五十四年法律第四十九号）」を削り、「令附則第十條の二」を「地方税法施行規則附則第五條の二第三項」に改め、同條を附則第十八條とし、附則第十三條の四の次に次の四條を加える。

（自動車取得税の税率等の特例）

第十四條 第五項に規定する電気自動車、第六項各号に掲げる天然ガス自動車、第七項

に規定する充電機能付電力併用自動車、第八項各号に掲げる電力併用自動車又は第九項第三号に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得が平成二十四年三月三十一日までに行われた場合においては、第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

2 自家用の自動車（第九十四条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条の規定にかかわらず、百分の五とする。

3 第九項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十一項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第一項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第九項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の四第二項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則附則第四条の四第三項に規定するもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第四条の四第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効

率」という。)以上であること。

二 第十二項に規定する第二種省エネルギー自動車

5 電気自動車(地方税法施行規則第四条の四第五項に規定する電気を動力源とする自動車をいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

6 次に掲げる天然ガス自動車(地方税法施行規則第四条の四第六項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第四条の四第七項に規定するもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので地方税法施行規則第四条の四第八項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第四条の四第九項に規定するもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則第四条の四第十項に規定するもの

7 充電機能付電力併用自動車(次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則第四条の四第十一項に規定するものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)(に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

8 次に掲げる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の地方税法施行規則第四条の四第十二項に規定するものを動力源として用いるものであつ

て、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第四条の四第十三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の四第十四項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の四第十七項に規定するもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

9 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項、第十一項又は第十二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車に

あつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の四第十八項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第四条の四第十九項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の四第二十項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第四条の四第二十一項に規定するもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車
地方税法施行規則附則第四条の四第二十二項に規定するもの
のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の四第二十三項に規定するものに適合するもの

10 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十八条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

11 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則附則第四条の四第二十四項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第四条の四第二十五項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（第五項から第八項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

12 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第四条の四第二十六項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第五項から第八項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第十五条 当分の間、第四百四条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十六条 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第十二条の四第四項の規定による免税証の交付があつた場合、第三項において読み替えて適用する第十二条の十三第二項の規定による承認書の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他令附則第十条の二の二第一項に規定する者が航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で同項に規定するものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他令附則第十条の二の二第二項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同条第三項に規定するもの(日本貨物鉄道株式会社にあつては、同項に規定する機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他令附則第十条の二の二第四項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第五項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の令附則第十条の二の二第六項に規定する事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り

2 第十二条の三から第十二条の八までの規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第十二条の三第一項中「第七條に規定する」とあるのは「附則第十六条第一項各号に掲げる」と、「同條の」とあるのは「同項の」と、「同條に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、「法第四百四十四条の二十一第二項」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第二項」と、同条第二項中「第七條に規定する」とあるのは「附則第十六条第一項各号に掲げる」と、同条第三項中「法第四百四十四条の二十一第一項ただし書」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第一項ただし書」と、第十二条の四第一項中「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二

十一第一項」と、第百十二条の五中「法第四百四十四条の二十一第一項ただし書」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第一項ただし書」と、第百十二条の六第一項中「第百十二条の三第一項」とあるのは「附則第十六条第二項において読み替えて準用する第百十二条の三第一項」と、第百十二条の八第一項中「第百十二条の三第一項後段」とあるのは「附則第十六条第二項において読み替えて準用する第百十二条の三第一項後段」と、同条第二項第六号中「当該免税証が国又は地方公共団体に交付されたとき。」とあるのは「当該免税証が農業若しくは林業の用に供する機械の動力源若しくは漁船の動力源に供する軽油の引取りのために交付されたとき又は国若しくは地方公共団体に交付されたとき。」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における第六条、第百五条、第百九条、第百十一条、第百十二条の二及び第百十二条の十二から第百十二条の十四までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------------|----------------------|---|
| 第六条第四項 | 法第四百四十四条の二十一第一項 | 法第四百四十四条の二十一第一項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| | 法第四百四十四条の二十一第二項 | 法第四百四十四条の二十一第二項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| | 同条第三項 | 同条第三項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| | 同条第四項 | 同条第四項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| | 同条第六項 | 同条第六項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| | 法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項 | 法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| | 法第四百四十四条の二十一第一項ただし書 | 法第四百四十四条の二十一第一項ただし書（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。） |
| 第六条第五項 | | |
| 第百五条第一項第三号及び第四号 | 第百七条 | 第百七条又は附則第十六条第一項 |
| 第百五条第一項第四号 | 同条 | これらの規定 |
| 第百九条第一項 | 第百五条 | 第百五条（附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用される |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 第九十九条第二項 | 法第四百四十四条の十二第四項 | 法第四百四十四条の二十二第四項（法附則第十二条の二の四第三項において適用される場合を含む。） |
| 第一百十一条第一項及び第三項 | 又は第七十七条 法第四百四十四条の二十五第五項 | 法第四百四十四条の二十五第五項（法附則第十二条の二の四第三項において適用される場合を含む。） 若しくは第七十七条又は附則第十六条第一項 |
| 第一百十一条第三項 | 法第四百四十四条の十四第二項 | 法第四百四十四条の十四第二項（法附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） |
| 第一百十二条の二第三号 | 第一百十二条の四第四項 第一百五十五条第一項第三号又は第四号 | 第一百十二条の四第四項（附則第十六条第二項において読み替えて適用される場合を含む。） 第一百五十五条第一項第三号又は第四号（附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） |
| 第一百十二条の十二第一項及び第一百十二条の十三第一項 | 法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項 | 法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。） |
| 第一百十二条の十四第一項 | 第九十九条第二項 法第四百四十四条の十二第一項 同条第二項 同条第三項 | 第九十九条第二項（附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 法第四百四十四条の二十二第二項（法附則第十二条の二の四第三項において適用される場合を含む。） 同条第二項（法附則第十二条の二の四第三項において適用される場合を含む。） 同条第三項（法附則第十二条の二の四第三項において適用される場合を含む。） |

（軽油引取税の税率の特例）

第十七条 平成三十年三月三十一日までに第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第一百五十五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第

百八条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

(広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 広島県税条例の一部を改正する条例(平成二十年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第三項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同項各号を削り、同条第十一項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。)」の百分の一・二」に改め、同項各号を削り、同条第十五項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

(広島県産業廃棄物立税条例の一部改正)

第三条 広島県産業廃棄物立税条例(平成十四年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第七百三十三条の十八第五項」を「第七百三十三条の十八第六項」に改める。

第二十二条第一項中「自動車取得税」を「鉱区税」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の個人の県民税について適用し、施行日前の個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(軽油引取税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第五百五条第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第四百四条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の広島県税条例（以下「旧条例」という。）第四百四十四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第四百四十五条第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第四百四十四条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている旧条例第五百五十二条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第一百十二条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第五百五十二条第二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第一百十二条第二項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第五百五十二条第八項の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第一百十二条第八項の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

6 この条例の施行の際現にされている旧条例第五百五十四条第一項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第一百七七条に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例第一百十二条の四第一項の規定による免税証の交付の申請と、新条例附則第十六条第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあつては同条第二項において読み替えて準用する新条例第一百十二条の四第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例第五百五十四条第四項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第一百七七条に規定する用途に係る免税証にあつては新条例第一百十二条の四第四項の規定により交付を受けた免税証と、新条例附則第十六条第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては同条第二項において読み替えて準用する新条例第一百十二条の四第四項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧条例第五百五十三条第二項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第一百七七条に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例第一百十二条の三第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新

条例附則第十六条第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては同条第二項において読み替えて準用する新条例第百十二条の三第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。